【資料3】

令和5年度集団指導
地域密着型サービス・総合事業
に係る留意事項について

Ise City 伊勢市

福祉監査室事業所係

令和5年7月

目　　次

１　指定基準について

１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・４
２　勤務体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４　業務継続計画
５　衛生管理等　　「共通編」に掲載
６　虐待の防止
７　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
８　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
９　基本的・具体的取扱方針・・・・・・・・・・・・・・13
10　介護計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
11　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

２　介護報酬について　・・・・・・・・・・・・・・・・20

条例、指定基準及び報酬基準等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求をお願いします。

伊勢市条例	・伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月27日条例第30号） ・伊勢市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月27日条例第31号）
指定基準	・指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第36号）
報酬基準	・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号） ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
解釈通知、留意事項通知	・指定密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）
Ｑ＆Ａ	・⇒　⇒【厚生労働省ＨＰ】　ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞介護サービス関係Ｑ＆Ａ

1　指定基準について

1　内容及び手続の説明及び同意

事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、**あらかじめ**、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる**重要事項を記した文書（説明書やパンフレット等）を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得る**こと。

○重要事項の例

- 運営規程の概要
- 従業者の勤務体制
- 事故発生時の対応
- 苦情処理の体制
- **提供するサービスの第三者評価の実施状況**

（**実施の有無**、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）など

第三者評価を実施していない場合であっても
「実施がない」旨を記載する必要があります。

２　勤務体制の確保　①

①　他職種や他事業所と兼務する従業者について、辞令や労働条件通知書等で、**勤務する職種及び勤務場所を明らかにする**こと

②　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種（管理者、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員、看護職員等）、専従・兼務関係等を明確にすること

- 他職種や他事業所と兼務する場合は、**それぞれの職種や事業所において勤務する時間を明確に区別して記録する**こと
- 法人の役員等であっても、介護保険上の従業者である場合は、同様に勤務管理を行うこと。

③　勤務表は**ユニット毎に作成**すること。**【ＧＨ】**

④ 従業者の資質向上のために**研修を計画的に行う**こと

- **虐待防止、感染症対策、非常災害対策**を含むこと

２　勤務体制の確保　②

○従業者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

【訪問系サービスを除く】

介護に直接携わる職員のうち、**医療・福祉関係の資格を有さないものについて、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる**こと

※令和6年3月31日までの努力義務とする経過措置あり

→令和６年４月１日より義務化

※各資格のカリキュラム等において認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している方は**対象外**です。

⇒看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修１級・２級課程修了者　ほか

認知症介護基礎研修の受講については、三重県の指定する法人で受講してください。（原則**ｅ-ラーニング**とされていますが、集合形式のみの法人もありますのでご注意ください。）

https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/22836022806-1.htm

２　勤務体制の確保　③

⑤ 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われるセクハラ又はパワハラ等により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずること

＜講ずべき措置の具体的内容＞

（ア）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

（イ）相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制整備

（ウ）顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために必要な体制整備（推奨）

※厚生労働省HP参照

介護職場におけるハラスメント対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

（介護職場におけるハラスメント対策マニュアル、研修の手引き、事例集等）

→ハラスメント対策については「**共通編**」にて詳しく取り上げていますのでご確認ください。

３　非常災害対策

①　**非常災害に関する具体的計画を立て**、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを**定期的に従業者へ周知する**こと

- 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、**防火管理者**を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくても良いこととされている事業所においても、**防火管理について責任者を定め**、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること

②　定期的に避難、救出その他必要な**訓練を行う**こと

- 訓練の実施について、記録を行うこと

③　訓練の実施に当たって、**地域住民の参加が得られるよう連携に努める**こと

４　業務継続計画（BCP）

５　衛生管理等

〇感染症の予防及びまん延防止のための措置

６　虐待の防止

今年度は**「共通編」**にて別途取り上げていますのでご確認ください。

7　秘密保持等

① 雇用時に、従業者が**退職した後においても、**秘密を保持すべき旨を取り決めておくなど、正当な理由がなく、**その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる**こと。

② サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、**利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく**こと。

- 利用者の代筆者としての署名（記名押印）等と利用者家族としての個人情報の使用同意は別であることに留意すること

8　地域との連携等 ①

地域密着型サービスのみ

① 地域密着型サービス事業者は、サービスの提供に当たり、「運営推進会議」や「介護・医療連携推進会議」を設置し、**定期的に運営推進会議等に対してサービスの提供状況等を報告し、運営推進会議等による評価を受けるとともに、運営推進会議等から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける**こと。

② 運営推進会議等に係る報告、評価、要望、助言等について**記録を作成**するとともに、当該**記録を公表する**こと。

③ 事業所は自己評価を行うとともに、当該自己評価の結果について、**運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を1年に1回以上行う**こと。**【定期巡回、小規模】**

④ 上記の**運営推進会議等を活用した評価の結果について、**利用者及びその家族に対して手交若しくは送付するとともに、介護サービス情報公表システムへの掲載、法人の**ホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表する**こと。
【定期巡回、小規模】

８　地域との連携等 ②

地域密着型サービスのみ

運営推進会議（介護・医療連携推進会議、安全・サービス提供管理委員会）に関する取扱いについて

令和3年4月5日付「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議の取り扱いについて（その2）」において、一堂に会しての開催が難しい場合は、書面又はオンライン会議にて開催するようお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う令和5年5月1日付の厚生労働省からの事務連絡により、**令和５年５月７日をもって運営推進会議に関する臨時的な取扱いが終了となりました。**

伊勢市においても、令和5年6月13日付伊勢市健康福祉部介護保険課長通知「新型コロナウイルス感染症にかかる運営推進会議の開催の取扱いについて（通知）」のとおり、**令和5年5月8日以降は「対面又はオンラインでの開催を基本とし、書面開催、延期、中止等の方法で行うことは原則認められない」**と変更となっておりますのでご留意ください。

※ただし、令和5年6月開催分までの会議については、すでに書面で実施済みの場合や開催準備の都合でやむを得ない場合は、書面での実施も認めることとしています。

９　基本的･具体的取扱方針 ①

① 自らその提供する**サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る**こと。

② 自己評価及び外部評価の結果を利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。【ＧＨ】

※サービスの質の評価の例

利用者及び家族へのアンケート、事業所チェック表、第三者評価等

９　基本的･具体的取扱方針 ②

③ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。　**【小多機、ＧＨ、密着特養】**

④ やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。　**【ＧＨ、密着特養】**

⑤ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**【ＧＨ、密着特養】**

（ア）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

（イ）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（ウ）従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。（年2回以上）

10　介護計画の作成 ①

1. 地域密着型サービス（密着特養以外）、総合事業

①　利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成すること。

②　介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得ること。また、当該計画を利用者へ交付すること。

③　指定居宅介護支援事業者から介護計画の提供の求めがあった際は、当該計画を提供することに協力するよう努めること。

④　利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行い、その実施状況や評価について利用者又は家族に説明を行うこと。

10　介護計画の作成 ②

2.　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（密着特養）

① アセスメントに当たっては、入所者及びその家族に面接して行うこと。

② 介護支援専門員は、アセスメント結果に基づき、施設サービス計画を作成するとともに、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、計画の原案について、専門的な見地からの意見を求めること。

③ 計画原案の内容について、入所者又はその家族に対して説明した上で入所者の同意を得ること。また、当該計画を入所者へ交付すること。

④ 定期的に入所者に面接しモニタリングを実施し、定期的に結果を記録すること。

11　運営規程 ①

- 事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めること。
  - サービス種類ごとに定めなければならない事項が決められているので、条例を参照すること。
  - 令和3年度の改定により、運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を記載することとなっています。令和6年3月31日までは経過措置により努力義務となっていますが、虐待の防止のための措置の体制が整い次第、速やかに記載してください。

※内容が変更になった場合は、更新してください。
また、定期的に内容を見直してください。

- 運営規程を変更した場合は、10日以内に変更届を提出することとなっています。遅滞なく届出していただきますようお願いします。
  - ただし、従業の員数の変更については、事務の簡素化の観点から別途取扱いをしていますので、次ページにて説明します。

11　運営規程 ②

● 員数の記載について

運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、令和3年4月から人員基準を満たす範囲で「〇〇人以上」との記載を可能としています。これに伴い、以下に留意してください。

①　実人数を記載する場合

毎年４月１日時点で、前年度の４月１日と比較して変更がある場合、変更届の提出が必要です。ただし、**運営規程の変更はその都度必要**です。

- 市への届出の見直しを年1回とするもので、運営規程の変更を行わなくても良いというものではないことに留意してください。

②　「〇〇人以上」と記載する場合

人員基準を満たしている場合は、**「〇〇人以上」を変更しない限り、運営規程の変更及び変更届の提出の必要はありません**。

- 「〇〇人以上」を変更する場合はその都度変更届を提出してください。

11　運営規程 ③

● 員数の記載について

◆その都度変更届の提出が必要な場合

- **管理者・介護支援専門員・サービス提供責任者の変更**
  →運営規程の変更の他に届出が必要な事項・書類があるため
- **従業者の員数以外の運営規程の変更**
- その他届出事由となっている項目に変更があった場合

◆資格証（写）の提出について

管理者・介護支援専門員・サービス提供責任者以外の**資格が必要な職員の変更**については、その都度の変更届提出は不要ですが、**４月１日時点で、前年度の４月１日と比較して変更があった職員に係る変更届及び資格証の写しを提出**してください。（例：訪問介護員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員等）

運営規程の変更、変更届の提出の有無にかかわらず、毎年4月1日時点で、資格の必要な職員の確認を行ってください。

２　介護報酬について

加算・減算を算定するときは

必ず留意事項通知、Ｑ＆Ａ等で要件の確認をしてください。

加算・減算の算定後は

- 介護報酬改定時には、必ず要件を再確認し、加算等を見直してください。
- 改定時以外でも、定期的に要件を確認するようにしてください。
- 職員の退職・異動時には、要件を確認してください。

※事業所の体制について、次の場合、すみやかにその旨を届け出ること。

- 加算等が算定されなくなる状況が生じた場合
- 加算等が算定されなくなることが明らかな場合

※各種加算等を算定する場合は、**要件となる事項を満たしていることがわかるよう記録すること。**

ご覧いただきありがとうございました

事業所内での情報共有をお願いします

☆「参加確認表」を必ず提出してください

提出期限：令和５年10月31日（火）